

# 愛知医療学院大学

## 奨学金（「夢サポート奨学金 A」「利子補給奨学金」）

### 規程

#### （名 称）

第 1 条 本学に愛知医療学院大学奨学金（以下「奨学金」という。）を設ける。

#### （目 的）

第 2 条 この奨学金は、本学学生で特に学業、人物ともに優秀な者に対し、学資の援助を行うことにより学業の継続および奨励に資することを目的として給付する。

#### （種 類）

第 3 条 この奨学金は、以下の 2 種類とする。

- (1) 「夢サポート奨学金 A」
- (2) 「利子補給奨学金」

#### （資 格）

第 4 条 奨学金を受けることのできる者は、以下の各号に該当する者とする。

- (1) 本学リハビリテーション学部の学生で、学力・人物ともに優れ、学業継続の意志が固い者とする。  
但し、「夢サポート奨学金 A」の資格者は本学 4 年生進級確定者とする。
- (2) 家計の急変などの理由により、経済的支援を必要とする者で、生計を共にする者の合計収入が 400 万円以下であること。
- (3) 「利子補給奨学金」の資格者は、本学が提携する(株)オリエントコーポレーションを利用する本学学生であること。
- (4) 他の奨学金や融資を受けている場合は、その合計金額が本学の学納金の年額以下の者であること。

#### （金額・給付人数及び期間）

第 5 条 奨学金の金額等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「夢サポート奨学金 A」
  - ・金 額 学費年額（授業料・実習費・施設設備費）を上限とする。  
※但し、文部科学省の高等教育の修学支援新制度の採用者は、当該制度による授業料等減免額を除いた学費年額を上限とする。
  - ・人 数 年間 1 名以内
  - ・期 間 1 ヶ年  
※但し、本学 4 年生進級年度限りとする。
- (2) 「利子補給奨学金」
  - ・金 額 4.5 万円以内  
※但し、年間借入れ金額 100 万円以内の利子額を限度とする。
  - ・人 数 年間 5 名以内
  - ・期 間 1 ヶ年～最大 3 ヶ年  
※但し、1 年ごとの給付資格審査により継続の可否を決定する。

#### （申請及び時期）

第6条 奨学金を受けようとする者は、次の各号のとおり所定の時期に申請書類をキャリア支援課を通じて、学長に提出しなければならない。

- (1) 「夢サポート奨学金A」を申請する者
  - ・申請書類 所定の申請用紙に必要事項を記入し、証明書類等を添えてキャリア支援課に提出する。
  - ・申請時期 3年生後期とする。
- (2) 「利子補給奨学金」を申請する者
  - ・申請書類 所定の申請用紙に必要事項を記入し、証明書類等を添えてキャリア支援課に提出する。
  - ・申請時期 随時とする。

(申請書類)

第7条 奨学生の申請を行う者は、以下の書類を提出しなければならない。

ア 奨学生申請書

イ 家庭の経済状況を証明する適切なもの(複数点の提出可)

- ・市区町村発行の納税証明書
- ・給与所得者は、事業所発行の源泉徴収票
- ・生計を共にする家族がある場合は、その収入合計額の証明できるもの
- ・家計の急変、特殊事情がある場合は、その事由書および証明に準ずるもの

(選抜方法)

第8条 教授会の議を経て、学長が理事長に申請し、理事会においてこれを決定する。

(停止)

第9条 奨学生が次の各号の一に該当するときは、学長は奨学金の給付を停止する。

- (1) 退学処分を受けたとき
- (2) 停学処分を受けたとき
- (3) 休学又は退学したとき

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会にて決定する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から実施する。